平成 28 年 2 月 1 日

事業者　殿

主催　淡路労働基準協会

酸素欠乏危険作業従事者に対する特別教育開催のご案内

労働安全衛生法により、酸素欠乏危険場所の作業においては、作業主任者を選任するとともに、その作業に従事する者に対しても特別教育を行うことが義務づけられています。

この度、第一種及び第二種（ 硫化水素発生危険場所 ）の酸素欠乏危険作業の特別教育を事業者に代わり下記の通り行います。当該作業者に従事する者を受講させていただきますようにご案内致します。

〔 記 〕

1. 日　　時　　平成２８年３月１４日（月）　９：００～１６：３０

2. 場　　所　　サンライズ淡路（南あわじ市広田広田1466－1　TEL. 0799－45－1411）

3. 受 講 料　　会員事業場　7, 450円（税込）
非会員事業場　9, 610円（税込）　テキスト代含む

4. 定　　員　　３０名　（定員になり次第締め切ります）

5. 申込期間　　平成２８年２月１日（月）～ ３月８日（火）

6. 申込方法　　右記用紙に必要事項を記入の上、お申込み・お振込み下さい。
2名以上の参加申し込みのある場合は、申込書をコピーして下さい。
申し込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。

≪振込先≫ 淡陽信用組合　下加茂支店
普通預金　№0001026
淡路労働基準協会　事務局長　樫本武男

協会ホームページ　http://awaji-roukikyoukai.com/

7. 申 込 先　　淡路労働基準協会
（兵庫県洲本市桑間 295　TEL. 0799－23－0007　FAX. 0799－23－0988）

8. 講習内容

科　　目	範　　囲	時　間
酸素欠乏等の発生原因	酸素欠乏等の発生の原因、酸素欠乏等の発生しやすい場所	1時間30分
酸素欠乏等の症状	酸素欠乏等による危険性、酸素欠乏症の主な症状	1時間30分
空気呼吸器等の使用方法	空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は換気装置の使用方法及び保守点検の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法並びに保守点検の方法、人工呼吸の方法、人工蘇生器の使用方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項、酸素欠乏症等を防止するため当該業務について必要な事項	1時間30分

酸素欠乏危険場所（労働安全衛生法施行令より）

1. 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有する地層や炭酸水を湧出しており、湧出するおそれのある地層等に接したり、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピット）その他これらに類する場所
2. 長時間使用されていない井戸等の内部や鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉、その他内壁が酸化されやすい施設
3. ケーブル、ガス管その他 地下に敷設される物を収容するたの暗きょ、マンホール又はピットの内部
4. 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油、その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
5. 天井、床若しくは周壁または格納物が乾油性を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他風通しが不十分な施設の内部
6. 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
7. 前各号に揚げる場所のほか、労働大臣が定める場所

※ 提出していただいた個人情報は、協会が責任をもって保管・管理し、本講習（研修）の的確な実施の為にのみ利用いたします。

キリトリセン

酸素欠乏危険作業従事者特別教育 申　込　書

（　）会員事業場
（　）非会員事業場
（○印要）

★ NO.

ふりがな 受講者氏　名	
生　年 月　日	昭和 平成　年　月　日
受講者現住所	TEL
本籍地	都道府県
勤務先	TEL
勤務先所在地	

★印を除いて全部記入して下さい

酸素欠乏危険作業従事者特別教育 受　講　票

月日：　平成28年3月14日（月）
時間：　9:00～16:30
場所：　サンライズ淡路

★ NO.

ふりがな 受講者氏　名			
生　年 月　日	昭和 平成　年　月　日		
受講者現住所	TEL		
本籍地	都道府県		
勤務先			
★ 受講の証明印			

淡路労働基準協会